

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧																																													
<p>愛媛県港湾管理条例</p> <p style="text-align: right;">昭和28年10月20日 条例第47号</p> <p>(港湾施設の使用料等)</p> <p>第10条 港湾施設を使用し、又は占用する者から、別表第4から別表第6までに定める占用料又は使用料を徴収する。ただし、国の占用又は使用に係る国有施設については、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第5(第10条関係)</p> <p>1 係留施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレジャーボート係留施設使用料</td> <td></td> <td>1隻1月につき</td> <td>3,058.2円</td> <td>3,058.2円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注 1 この表において「プレジャーボート係留施設使用料」とは、レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶_____を係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。</p> <p>2～7 省略</p>		種別	区分	単位	金額		重要港湾	地方港湾	省略					プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,058.2円	3,058.2円	省略					<p>愛媛県港湾管理条例</p> <p style="text-align: right;">昭和28年10月20日 条例第47号</p> <p>(港湾施設の使用料等)</p> <p>第10条 港湾施設を使用し、又は占用する者から、別表第4から別表第6までに定める占用料又は使用料を徴収する。ただし、国の占用又は使用に係る国有施設については、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第5(第10条関係)</p> <p>1 係留施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレジャーボート係留施設使用料</td> <td></td> <td>1隻1月につき</td> <td>3,058.2円</td> <td>3,058.2円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>注 1 この表において「プレジャーボート係留施設使用料」とは、レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶で船長8メートル以下のものを係留させる目的で設置された施設の使用料をいう。</p> <p>2～7 省略</p>		種別	区分	単位	金額		重要港湾	地方港湾	省略					プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,058.2円	3,058.2円	省略				
種別	区分				単位	金額																																									
		重要港湾	地方港湾																																												
省略																																															
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,058.2円	3,058.2円																																											
省略																																															
種別	区分	単位	金額																																												
			重要港湾	地方港湾																																											
省略																																															
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,058.2円	3,058.2円																																											
省略																																															